



2012年5月7日

「旧 茶のしずく石鹸」に関する集団訴訟について

この度の「茶のしずく石鹸」によるアレルギーでお苦しみの皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

本件では、(株)悠香、(株)フェニックスとともに、当社(株)片山化学工業研究所も被告として提訴されており、当社製造のグルパール 19S（厚生労働省の基準に基づいた化粧品原材料です）が、小麦アレルギー症例の原因物質であるとの主張がなされています。

小麦アレルギー症例は、その原因や発症メカニズム等学術的にも未解明な部分が多々あります。当社としては同種被害の予防という見地から今後もアレルギー学会等に誠意を持って協力し、企業としての社会的責務を果たしていく所存です。